

# 令和5年度 矢作川洪水予報連絡会

令和 5年 4月27日

国土交通省 中部地方整備局  
豊橋河川事務所

# 気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案

## 背景・必要性

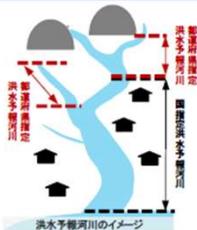
- 自然災害の頻発・激甚化や過去に例のない災害の発生を踏まえ、**防災対応のための国や都道府県が行う予報・警報の高度化**が求められている。
  - 加えて、洪水等に対する民間の事業継続等のため、**国等が行う予報を補完する局所的な予報**(個々の事業者等に向けた予報)の**ニーズ**も高まっている。
  - これらのニーズに対応する**最新の技術進展**(※)を踏まえ、自治体や住民、事業者等における様々な防災対応がより適確に実施されるよう、**予報の高度化・充実**を図る必要がある。
- (※)国指定河川の洪水予報では本川・支川一体予測を可能とする技術が、民間ではコンピュータシミュレーションによる予測技術等が進展。



## 法案の概要

### 国・都道府県による予報の高度化 — 国民の防災活動に資する「防災気象情報」の提供

- ① 都道府県指定洪水予報河川の洪水予報の高度化**【水防法・気象業務法】 洪水
  - 国土交通大臣は、都道府県知事の求めに応じ、国指定河川の水位を予測する過程で取得した**都道府県指定河川の予測水位情報を提供**(※)。
  - (※) 気象業務法の予報制限を適用除外
  - 都道府県知事と気象庁は、当該情報を踏まえ、共同して洪水予報を実施。
- ② 火山現象に伴う津波の予報・警報の実施**【気象業務法】 津波
  - 気象庁が実施する業務に「**火山現象に密接に関連する陸水及び海洋の諸現象**」を追加し、火山現象に伴う津波の予報・警報を適確に実施。



### 民間事業者による予報の高度化 — 多様なニーズに応じた「きめ細やかな予報」の提供

- ① 最新技術を踏まえた予報業務の許可基準の最適化**【気象業務法】 土砂崩れ 高潮 波浪 洪水
  - 土砂崩れ・高潮・波浪・洪水(気象の予測結果により予測可能な現象)の予報業務の許可について、**最新技術に基づく予測手法の導入による予報精度の向上を図るため、許可基準を新設し、気象庁長官が予測技術を審査**。
  - ・自ら気象の予測をしない事業者は、気象予報士の設置義務を免除。
  - ・土砂崩れ・洪水の予測技術の審査には、国土交通大臣も関与。
- ② 防災に関連する予報の適切な提供の確保**【気象業務法】 火山現象 土砂崩れ 津波 高潮 洪水
  - 社会的な影響が特に大きい現象(噴火・火山ガス・土砂崩れ・津波・高潮・洪水)の予報業務について、気象庁の予報等との相違による防災上の混乱を防止するため、**事前説明を行った者のみへの提供を許可**。(事前説明の義務付け)
  - 気象庁以外の者の警報の制限の対象に土砂崩れを追加。
- ③ 予報業務に用いることができる気象測器の拡充**【気象業務法】 気象等
  - 予報の精度向上を図るため、気象庁長官の確認を受けた場合には、検定済みではない気象測器を予報業務のために**補的に用いることを可能とする**。



## 目標・効果

- ① 国土交通省による都道府県指定河川の予測水位情報の提供により、**早期に洪水予報が可能となる河川数: 施行後5年間で約900河川**
- ② 国等が行う洪水等の予報を補完する予報のニーズに対応する予報業務許可事業者の数: **土砂崩れ0者、洪水0者(2023年)⇒土砂崩れ10者、洪水30者(2028年)**

■ 気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案の閣議決定発表日: 令和5年2月24日

# 洪水に関する危険度情報の一体的発信(キキクルの統合)

## 「国管理河川の洪水の危険度分布※」 (水害リスクライン)

※ 大河川のきめ細かな越水・溢水の危険度を伝える

## 「洪水警報の危険度分布※」 (洪水キキクル)

※ 中小河川の洪水危険度を伝える

国管理河川の詳細な予測情報は水害リスクラインで提供。



自治体・住民がそれぞれの詳細なリスク情報を洪水キキクルページ(気象庁HP)でワンストップで確認可能に

- 運用開始日時  
令和5年2月16日(木)13時頃から
- 洪水キキクルのページ  
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>
- 水害リスクラインのページ  
<https://frl.river.go.jp>

## 第2号 議案(共通) 令和4年度 会務及び事業計画(案)

### 【会務】

#### 1. 矢作川洪水予報連絡会 委員会

(矢作川水防災協議会、矢作川圏域水防災協議会、  
矢作川水防連絡会と合同で実施)

- ①日時: 令和4年6月21日(火)
- ②場所: ー (Web開催)
- ③対象者: 会長、副会長、委員、その他事務局員
- ④議題
  - ・令和3年度 会務及び事業報告
  - ・令和4年度 会務及び事業計画(案)
  - ・連絡会規約及び役員名簿
  - ・その他情報提供

### 【事業報告】

#### 1. 洪水対応演習

- ①日時: 令和4年4月26日(火)8:30~16:00
- ②内容: 洪水予報文の伝達に際し、迅速・確実な伝達を図るため、実際の洪水を想定した洪水対応演習を行う。
- ③対象者: 国土交通省及び名古屋地方気象台

## 第2号 議案(共通) 令和5年度 会務及び事業計画(案)

### 【会務】

#### 1. 矢作川洪水予報連絡会 委員会

(矢作川水防災協議会、矢作川圏域水防災協議会、  
矢作川水防連絡会と合同で実施)

- ①日時: 令和5年4月27日(木)
- ②場所: 愛知県西三河総合庁舎 10階大会議室  
(対面およびWeb形式によるハイブリッド開催)
- ③対象者: 会長、副会長、委員、その他事務局員
- ④議題
  - ・令和4年度 会務及び事業報告
  - ・令和5年度 会務及び事業計画(案)
  - ・連絡会規約及び役員名簿
  - ・その他情報提供

### 【事業計画(案)】

#### 1. 洪水対応演習

- ①日時: 令和5年5月17日(水)(予定)
- ②内容: 洪水予報文の伝達に際し、迅速・確実な伝達を図るため、実際の洪水を想定した洪水対応演習を行う。
- ③対象者: 国土交通省及び名古屋地方気象台

## 矢作川洪水予報連絡会規約

## 第2章 役員

### 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は「矢作川洪水予報連絡会」と称する。

(目 的)

第2条 本会は水防法及び気象業務法に基づき豊橋河川事務所と名古屋地方気象 台が共同して行う矢作川の洪水予報業務に資するため、矢作川水系内各官 公庁及び諸団体の間に気象、水位などの迅速確実な連絡を図りもって水害 の予防及び軽減を図ることを目的とする。

(組 織)

第3条 本会は、矢作川水系内関係官公庁及び諸団体をもって構成する。

(事 業)

第4条 本会は第2条の目的を達成するために下記の事業を行う。

1. 矢作川洪水予報業務として実施する観測通報、予報の連絡に協力する こと。
2. 矢作川洪水予報に関する調査研究に協力すること。
3. 会員相互の密接な連絡を図ること。
4. 水防に関する知識の普及を図ること。
5. その他、本会の目的を遂行するために必要と認められる事項。

(役 員)

第5条 本会は下記の役員を置く。

1. 会 長 1 名
2. 副会長 1 名
3. 委 員 若干名
4. 幹事長 1 名
5. 幹 事 若干名

(会 長)

第6条

1. 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
2. 会長は豊橋河川事務所長をもってこれにあてる。

(副会長)

第7条

1. 副会長は会長を補佐し、会長の事故あるときは、その職務を代行する。
2. 副会長は名古屋地方気象台長をもってこれにあてる。

(委 員)

第8条

1. 委員は会務を評議する。
2. 委員は関係官公庁及び諸団体の長又はその推薦によるものの中から、 会長がこれを委嘱する。

(幹事長)

第9条

1. 幹事長は会務を処理する。
2. 幹事長は豊橋河川事務所副所長をもってこれにあてる。

(幹事)

第10条

1. 幹事は会務の企画及び相互連絡にあたる。
2. 幹事は委員の推薦する者の内から会長がこれを委嘱する。

## 第3章 運 営

(委員会)

第11条

1. 本会の運営は委員会の決議による。
2. 委員会は毎年出水期前及び会長が必要と認めたとき、会長が招集し会務を評議する。
3. 委員会の議長は会長をこれにあてる。

(幹事会)

第12条 幹事会は幹事長が必要と認めたとき幹事長が招集し会務の企画にあたる。

(事務局)

第13条

1. 本会の事務局は豊橋河川事務所流域治水課内に置く。
2. 事務局職員は豊橋河川事務所及び名古屋地方気象台職員のうちから洪水予報担当者をもってあてる。
3. 事務局職員は幹事長の指示を受け本会の事務を処理する。

## 第4章 雑 則

(規約の改正)

第14条 本規約の変更は委員会の決議によらなければならない。

(付 則)

第15条 この規約は平成8年6月21日から実施する。

この規約は平成13年1月6日から実施する。

この規約は平成15年6月9日から実施する。

この規約は平成17年5月25日から実施する。

**この規約は令和5年4月27日から実施する。**

## 矢作川洪水予報連絡会 役員名簿

会長 豊橋河川事務所長

副会長 名古屋地方気象台長

委員 矢作ダム管理所長  
名古屋地方気象台防災管理官  
陸上自衛隊第10特科連隊第2科長  
愛知県警察本部警備部災害対策課長  
愛知県建設局河川課長  
愛知県防災安全局災害対策課長  
豊田市水防管理者(豊田市長)  
岡崎市水防管理者(岡崎市長)  
安城市水防管理者(安城市長)  
西尾市水防管理者(西尾市長)  
碧南市水防管理者(碧南市長)  
(一財)河川情報センター名古屋センター所長  
中部電力(株)愛知水力センター越戸水力制御所長

幹事長 豊橋河川事務所副所長  
豊橋河川事務所流域治水課長  
名古屋地方気象台水害対策気象官  
愛知県建設部河川課主査  
(一財)河川情報センター名古屋センター参事役

# 令和5年度 矢作川洪水予報連絡会

## (1) 気象庁雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高(m)
矢作川	小原	おぼら	愛知県豊田市小原町上平	290
	稲武	いなぶ	愛知県豊田市稲武町スガエト	505
	茶臼山	ちやうすやま	愛知県北設楽郡豊根村大字坂宇場字御所平	1216
	豊田	とよた	愛知県豊田市高町東山	75
	阿蔵	あぞう	愛知県豊田市阿蔵町猫田	613
	岡崎	おかざき	愛知県岡崎市美合町地蔵野	47
	作手	つくで	愛知県新城市作手高里字木戸口	532
	一色	いっしき	愛知県西尾市一色町一色伊那跨	12

## (2) 国土交通省雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高(m)
矢作川	根羽	ねば	長野県下伊那郡根羽村夕子	620
	明智	あけち	岐阜県恵那市明智町万ヶ洞	540
	足助	あすけ	愛知県豊田市足助町岡田	195

# 令和5年度 矢作川洪水予報連絡会

## (3) 国土交通省水位観測所

河川	観測所名		位置	所在地	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
					レベル1水位	レベル2水位	レベル3水位	レベル4水位	
矢作川	高橋	たかばし	右岸 40.4 km	愛知県 豊田市 中島町	1.00	2.70	5.90	6.80	7.22
	岩津	いわづ	左岸 29.2 km	愛知県 岡崎市 西蔵前町	4.00	4.90	7.80	8.50	10.89
	米津	よねづ	右岸 9.8 km	愛知県 西尾市 米津町	4.90	6.00	9.90	10.30	10.87

数値は量水標の読値：m



# 矢作川令和4年9月出水予警報の発令状況

2観測所の観測水位より、水防警報を延べ2回、洪水予報・水位到達情報を延べ1回発令した。

※解除を除く

○水防警報

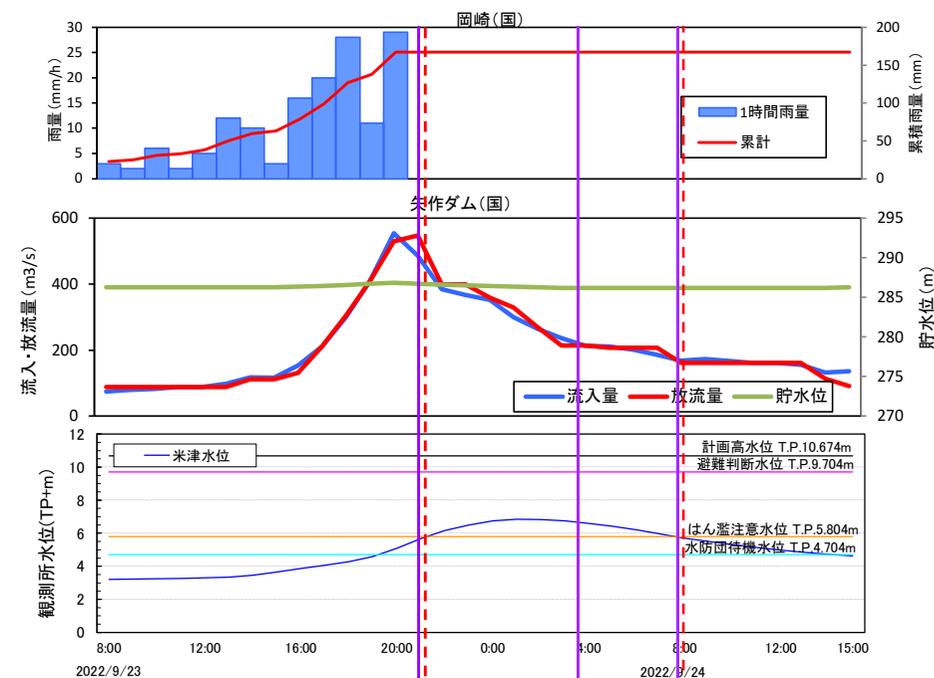
河川名	観測所名	準備	解除
矢作川	岡崎	①9/23 21:30	②9/24 3:40
	米津	①9/23 21:30	②9/24 7:50

注意1：○数字は発令番号

○洪水予報・水位到達情報

河川名	観測所名	注意報	解除
矢作川	米津	①9/23 21:40 氾濫注意	②9/24 7:50 解除

注意1：○数字は発令番号



水防警報準備(岡崎・米津) 9/23 21:30  
 氾濫注意報発令(米津) 9/23 21:40  
 水防警報解除(岡崎) 9/24 3:40  
 水防警報解除(米津) 9/24 7:50  
 氾濫注意報解除(米津) 9/24 7:50